

## 第2回独立行政法人改革に関する有識者懇談会議事概要

日 時：平成25年3月12日（火）9:30～11:35

場 所：合同庁舎4号館1214会議室

出席者：寺田副大臣、山際大臣政務官

樫谷座長、永里座長代理、有信委員、岡本委員、梶川委員、小林委員、田淵委員、土居委員、林田委員、山本委員

○資料に沿って、事務局より独立行政法人の組織規律及び目標評価について説明を行った。それぞれの事項における各委員の主な発言は以下のとおり。

### 1. 組織規律について

- ・ 監事の任期について、現行では決算前に監事が任免されるなどの問題があることから中期目標期間に合わせるの前進。
- ・ 監事は独法内部から任命する場合と外部から任命する場合があるが、独法職員出身の監事は調査権限が強化されてもやりにくいのではないか。
- ・ 委員会設置会社であれば、取締役会が執行の監督をするほか、半数以上が外部取締役で構成される監査委員会が内部監査部隊と連携して、全般的にではなく特に正当性などの観点で監査を行っている。独法においては、主務大臣の権限強化は必要だが、業務執行を監督する部分は監事が全責任を負っている。個々の独法に評議会などが置かれることがあるが、そのガバナンス、内部統制の構造が明確でない。
- ・ 独法は内部統制をきちんとやるべき。理事長から組織に対する権限移譲のシステムが適切に機能しているか見るためのもの。
- ・ 独法の監事の役割・権限が法律で明確に規定されておらず、現実は単独で孤軍奮闘しているというのが実態。
- ・ 国立大学では監事協議会で監事監査の在り方を議論し、自律的な活動として続けている。そうした監事の自律的な活動を後押しするような法改正を行うべき。
- ・ 独法では業務執行の権限と責任は理事長に負わせる制度設計となっている。類型化や内部統制とも関係するが、制度発足後10年経過した現時点で、改めて独法は理事長の独任制でよいのかという視点も持つべきではないか。
- ・ 独立行政法人は、法律どおりの運用や執行がされていないところに問題点があるので、10年間の実態の蓄積を掘り下げて運用上の問題も議論することが大事。実態面での運用と法律事項とに分けて議論する必要がある。
- ・ 独任制の場合、牽制を行うのは監事のみであり、監事の機能は非常に重要。また、監事の独立性を担保する観点から、監事の任命権者を誰にするのかという議論もした方がよい。
- ・ 主務省が明確なミッションと具体的な目標を与えて政策体系の中で説明責任を果たして

いくことが大事。それを前提に担当部局が監督することとなる。民間企業と異なり、効率的に業務運営を行わせるためには、ミッションと目標の明確化が大前提。

- ・ 24 年法案のとおり、監事の機能強化は極めて重要。主務大臣の担当部局が行う監督と機能強化した監事の役割を意識しながら議論することも必要。
- ・ 内部統制については、独法は内規で内部統制を既に決めているので法律に明記する必要は必ずしもないとの意見もあるが、法的に担保されるよう法律で明記する必要がある。
- ・ 法人によっては、独任制がなじまない場合もあるかもしれないが、仮にボード制にするにしても責任と権限があいまいにならないようにすべき。
- ・ 会社法においては、監査役は任務懈怠責任を負っている。独法の監事に同様の責任を負わせることができるか法的に工夫することが必要。
- ・ 独法に対し、主務大臣の執行機関としてどういう形であれば最適なのかを整理して議論するとよい。
- ・ 監事の権限と任期については 24 年法案のような法律改正が必要。
- ・ 法人が本来の役割に対してどういう経営をしているかについては一義的には監事が見るが、独法の場合は監事だけでなく評価委員会があるので、監事と評価委員会をあわせて見るのがいいのではないか。
- ・ 監事が役割を果たすために監事を補助する体制を整備するよう運用すべき。
- ・ 民間では内部告発により問題が発覚する事例がよくある。独法でも内部告発の受け皿を制度化すべきではないか。

## 2. 目標評価について

- ・ 24 年法案のように政策との一体性を確保するため、主務大臣の下で P D C A サイクルを確保することが必要。
- ・ 目標については項目が羅列されているのみであるが、体系化、優先順位づけ、簡素化が必要。
- ・ 独法の独立性に着目して現場に任せる部分と、大臣の下で P D C A を回すことを両立させて制度設計すべき。
- ・ 独法評価では、事後の実績評価であるが、研究開発の内容の評価については、これに相応しい仕組みとすべき。また、研究開発法人についてどういう評価体制とすべきか議論すべき。
- ・ 研究開発法人でも中期目標の設定など独法制度の大本は変える必要はない。
- ・ 民間企業でも研究開発を継続するかについてはチェックを行っている。独法の研究開発法人においても、国の科学技術イノベーションに資するものかという観点からチェックする機能が必要。
- ・ 独法の評価結果は、政策評価の基礎データとなるべきものだが、主務大臣の下での P D C A サイクル、一貫性・実効性ある評価に欠けているので、独法の評価結果が使われていない。
- ・ 無駄、重複が無いのか、効果的・効率的に国費が使われているかにとどまらず、事業が政

- 策の実現に必要なだったのか、どれくらい貢献したのかもチェックできる仕組みとすべき。
- ・政策のマネジメントサイクルの強化には賛成であるが、組織管理やマネジメントの改善ツールとしての評価との視点が欠けていることに留意すべき。
  - ・P D C Aサイクルは本来独法自身が回すべきもの。また、主務大臣の示す目標は粗くてもいいが、中期目標の指標を明確化すべき。
  - ・中期目標は粗いレベルのもので構わないが、どれだけ質の改善、生産性・効率性を改善する、どれだけボリュームの業務を行うなど、5つくらいの主要な目標をきちんと明確に設定すべき。
  - ・P D C Aサイクルの問題点は、評価結果を受けた「A」に対する評価が無いこと。第一に法人の自己評価が正当に行われて、次にそれをチェックするのが外部評価。
  - ・研究開発法人の組織オペレーションと研究開発の実施は分けて議論を行うべき。また、業務の効率化、経済性といった組織オペレーションと、研究開発の成果とでは、評価の基準も全く異なるものとなる。
  - ・評価が行政の無謬性にとらわれすぎており、失敗しないもの、良い評価が出て当たり前だと思っている。問題事例がでない限り順当な評価となっており、評価は虚心坦懐に行い、いいものはいい、だめなものはだめと適切な評価でP D C Aサイクルをより機能させるべき。
  - ・主務大臣の中期目標は抽象的なものはよくないが、細かすぎるのも問題。適度に明確かつ簡素で、独法の責任と権限を明確化することが重要ではないか。
  - ・研究開発では評価のプログラム化が行われており、研究開発の独法であっても主務大臣が国の政策、施策を管轄することから、中期目標の設定者である主務大臣がその達成状況を見るとの大枠を変える必要はない。
  - ・各法人の内部でも、P D C Aサイクルを回そうとする努力は行われてきている。
  - ・独法は主務大臣の大きな政策の一部を担っているので、個々の事務・事業を評価するときには、政策体系の中での位置づけを明確化した上で実施することが必要。

(以上)